

入 札 公 告

次のとおり条件付一般競争入札(事前審査型)を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定により公告する。

入札参加者は、この「公告」のほか、「大阪府都市整備部(住宅建築局を除く。)建設工事条件付一般競争入札(事前審査型)共通入札説明書」(以下「共通入札説明書」という。)&「大阪府都市整備部(住宅建築局を除く。)条件付一般競争入札心得(事前審査型)」(以下「入札心得」という。)の内容を遵守するとともに、契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札を行うこと。

令和5年9月22日

大阪府岸和田土木事務所長 濱田 雄一郎

【重要】 令和5年4月1日以降に大阪府が契約を行う全ての工事において、電子マニフェストの使用を義務化したので、「産業廃棄物の処理に関する特記仕様書」に基づき処理を行うこと。

なお、使用が確認できなかった場合、**入札参加停止措置** 及び **工事成績評定の減点**を実施するので、注意すること。

https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/34578/00384362/sampai_tokkisiyousyo.pdf

記

1 発注の内容

発注年度	令和5年度	
工事名称	二級河川 津田川 5年災第112号 災害復旧工事(上権現橋上下流)	
発注事務所	大阪府岸和田土木事務所 所在地: 〒596-0076 岸和田市野田町3丁目13-2 電話番号: 072-439-3601	
受注希望工種	土木	※『3 入札参加資格』の『受注希望工種』を参照。
工事種別	土木一式工事	
工事場所	岸和田市流木町地内	
工 期	令和6年5月31日まで	
工事概要	工事延長	L=43.1m
	コンクリートブロック積工	283m ²
	根固め工	154個
	アスファルト舗装工	52m ²
	小口止工	1m ³
	仮設工	一式
予定価格及び最低制限価格	予定価格(消費税及び地方消費税相当額を除く。)=47,594,000円 最低制限価格(消費税及び地方消費税相当額を除く。)=43,046,000円	
支払い条件	前 払 金	契約金額の40%(10万円未満切り捨て)
	中間前払金	契約金額の20%(10万円未満切り捨て) ただし、部分払を選択した場合は、なし。
	部 分 払	令和5年度 2回、令和6年度 0回 ただし、中間前払金を選択した場合は、 令和5年度 1回、令和6年度 0回
	支払限度額割合	令和5年度 約63%、令和6年度 約37%
契約不適合責任期間	2年	
必要な火災保険等	なし	
建設リサイクル法	対象	
4週8休工事	4週8休対象外工事	

2 発注スケジュール

入札説明書等交付	交 付	令和5年9月22日(金)から
予定価格等の事前公表	公 表	
入札参加申込及び 入札参加申込書の提出	申 込 期 間	令和5年9月22日(金)午前10時 から 同年9月27日(水)午後4時まで
	提 出 方 法	電子メール (※)
入札参加資格確認書の 交付	交 付 方 法	電子メール
理由請求 (参加資格なし)	請 求 期 限	『入札参加資格確認書(理由書)』に記載の期限
	請 求 方 法	電子メール (※)
	回 答 方 法	電子メール
設計図書等の交付	交 付 期 間	令和5年9月22日(金)午前10時 から 同年9月27日(水)午後5時まで ※参加申込書が午後4時までに大阪府に到達したものは、当日中に入札参加資格の有無を通知します。有資格者には、併せて設計図書等を交付します。午後4時以降に大阪府に到達したものは、翌日中(閉庁日除く)に交付します。
	交 付 方 法	電子メール
設計図書等に対する 質問及び回答	質 問 期 間	令和5年9月28日(木)午前10時 から 同年10月4日(水)午後4時まで
	質 問 方 法	電子メール (※)
	最 終 回 答 日	令和5年10月11日(水)まで
入札書の提出及び開札	提 出 期 間	令和5年10月13日(金)午前10時 から 同年10月16日(月)午前11時まで
	提 出 方 法	電子メール (※)
	開 札 日 時	令和5年10月16日(月)午後2時

(※)電子メール又はFAXで提出するときの注意点等

- ・提出する資料は、文書加工ができないようPDF等によるものとする。
- ・提出後、必ず電話等で到着確認(開封確認を含む。)を行うこと。
- ・利用する電子メールアドレスは、発注事務所において事前に登録されたものに限る。
(事前に登録されていない電子メールアドレスで提出された文書等は無効とする。)
- ・入札書は、代表者名を記名し代表者印を押印すること。
- ・代理人による入札を行った場合の入札書は無効となるので、注意すること。
- ・落札者には入札書の原本の提出を求めらるので、破棄等はしないこと。

3 入札参加資格

入札参加者は下記項目をすべて満たしていること。

共通入札説明書で示す参加資格	すべて満たしていること。		
登録業種	「土木一式工事」及び「とび・土工・コンクリート工事」		
参加可能等級及び組合わせ	単体	B又はC等級	
	組合	※等級区分は、令和5年度大阪府建設工事競争入札参加資格認定時の等級区分とする。	
建設業法の業種及び許可の種類	「土木一式工事」及び「とび・土工・コンクリート工事」の「一般建設業」又は「特定建設業」の許可を有していること。		
事前審査登録	令和5年度都市整備部災害時等施工能力事前審査に係る認定登録を有する者であること。		
営業所等の所在地	以下の要件をすべて満たしている者であること。 (1) 建設業法上の主たる営業所の所在地が大阪府内に有する者であること。 (2) 次に掲げる地域内に、入札参加資格登録において届け出ている大阪府と契約する営業所の所在地(令和5年4月1日時点における所在地とする。)があること。 ・岸和田市、貝塚市		
配置技術者	「土木一式工事」及び「とび・土工・コンクリート工事」について主任技術者又は監理技術者資格者証を有する監理技術者を専任で配置できること。 ただし、契約金額が4千万円未満の場合、当該技術者の配置は専任を要しない。 ※建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者(特例監理技術者)の配置は、認めない。		
工事成績点	令和4年度中に完成検査を受けた都市整備部(住宅建築局を除く。)、大阪港湾局(計画整備部計画課計画調整担当、同部振興課利用促進担当及び泉州港湾・海岸部)及び大阪都市計画局発注工事(以下「都市整備部等発注工事」という。)で、64点以下の工事成績点を取得していない者であること(JVとして受注した工事も含む。)。なお、組合にあつては、当該組合及びすべての組合員について本要件を満たす者であること。		
経営事項審査の審査基準日	「土木一式工事」及び「とび・土工・コンクリート工事」について建設業法第27条の23の規定による経営事項審査の審査基準日が令和4年3月16日以後の日であること。 ただし、入札参加申込書の提出時点において当該要件を満たさない者については、当該要件を満たす経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しを、入札書の提出時に提出すること。		
社会保険	公告の日までに、雇用保険法(昭和49年法律第116号)に基づく雇用保険、健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく健康保険及び厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)に基づく厚生年金保険に事業主として加入していること。ただし、各保険について法令で適用が除外されている場合を除く。		
低入札価格調査における失格判定に関する事項	本入札の公告日を起算日として過去3ヶ月間に、都市整備部等発注工事の一般競争入札に係る低入札価格調査で失格判定(※)を受けていない者であること。なお、組合にあつては、当該組合及びすべての組合員について本要件を満たす者であること。 (※)大阪府総務部契約局低入札価格調査制度実施要綱(建設工事版)第8条の2に規定する事前調査の実施による失格判定を含む。ただし、失格基準価格に係る失格判定を除く。		
受注希望工種	入札参加申請時まで、下記の受注希望工種の登録をしている者であり、かつ、開札時において、この登録が有効である者であること。		
	登録年度	令和5年度	
	登録部局	大阪府都市整備部(住宅建築局を除く。)、環境農林水産部・府民文化部(日本万国博覧会記念公園事務所)・大阪港湾局(計画整備部計画課計画調整担当、同部振興課利用促進担当及び泉州港湾・海岸部)・大阪都市計画局	
	受注希望工種	土木	
	登録対象者等	企業形態	受注希望工種の登録を行う者
	単体企業	単体企業として登録していること	代表構成員以外の登録は自動審査対象外(事後審査となります。)
	経常JV	経常JVとして登録していること	
	特定JV	構成員すべてが登録していること	
	組合	組合として登録していること	

<p>経常JVに関する事項</p>	<p>経常JVと単体企業の両方の入札参加資格を有する者は、令和5年度の都市整備部等発注工事(単価契約によるものを除く。)において、経常JVか単体企業いずれかの企業形態のみで入札に参加するものとする。</p> <p>当該年度において、最初に入札参加した企業形態と異なる企業形態で入札参加した場合、当該入札書は無効とする。</p> <p>※特定JVの構成員として入札参加した場合は、単体企業として入札参加した場合と同様の取り扱いとする。</p> <p>※受注希望工種の対象・対象外に関わらず、都市整備部等発注工事(単価契約によるものを除く。)のすべてを対象とする。</p>
<p>組合に関する事項</p>	<p>組合が入札参加申請を行う場合は、その組合員が単体企業として本工事に入札参加申請を行わず、又は組合員の一部が重複する別の組合が入札参加申請を行っていないこと。</p>

(注)表中、経常JVとは経常建設共同企業体を、特定JVとは特定建設工事共同企業体を、組合とは官公需適格組合を、単体とはそれ以外の者をいう。

【受注希望工種】

受注希望工種は令和5年度大阪府都市整備部(住宅建築局を除く。)・環境農林水産部・府民文化部(日本万国博覧会記念公園事務所)・大阪港湾局(計画整備部計画課計画調整担当、同部振興課利用促進担当及び泉州港湾・海岸部)・大阪都市計画局の建設工事の入札に参加していない場合、一回に限り変更が可能です。

受注希望工種一覧

希望工種名	工事内容
土 木	土木一式工事、法面工事、PC橋梁上部工事
舗 装	舗装工事
造 園	造園工事
塗 装	塗装工事
交通安全(構造物)	交通安全施設工事(構造物・標識・防音壁)
交通安全(区画線)	交通安全施設工事(区画線)
フェンス	フェンス工事
鋼構造物	鋼橋上部工事、その他鋼構造物工事
橋梁補修・補強	橋梁補修工事、橋梁補強工事
電気	道路・公園等屋外照明及び先行埋設配管工事

※「受注希望工種」の問合せ先：都市整備部事業調整室技術管理課契約管理グループ

電話：06-6944-6038

参考：大阪府電子調達システムホームページ

https://www.pref.osaka.lg.jp/keiyaku_2/e-nyuusatsu/e-kensetsu-a1kosyu.html

【 交付書類一覧表 】

	書類名称	交付方法	ファイル形式
入札公告等	① 入札公告	ホームページ からダウンロード	Microsoft Word DOC形式 * 口座情報の登録についてのみ Microsoft Excel XLS形式
	② 条件付一般競争入札(事前審査型)参加申込書		
	③ 共通入札説明書		
	④ 契約関係書類 ・契約書(案) ・入札心得 ・経営事項審査と入札参加資格について ・最低の価格での入札をした者が2者以上ある場合の取扱いについて ・大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則の施行に伴う事業者からの「誓約書」の提出について ・口座情報の登録について ・ハートフル条例に基づく障がい者雇用状況報告の提出について ・配置技術者調書 ・監理技術者等の専任性の確認調書 ・社会保険に関する誓約書 ・中間前金払と部分払との選択に係る届出書		
	⑤ 誓約書		
設計図書等	① 設計図書類(工事内容により異なります。) ・設計書(表紙) ・数量総括表 ・特記仕様書 ・産業廃棄物の処理に関する特記仕様書 ・工事箇所図 ・工事図面	発注事務所で 資格有の入札 参加資格確認書 の交付を受けた 者に対して交付	Adobe Acrobat PDF形式
	② 見積参考資料(工事内容により異なります。) ・積算書 ・積算条件明示事項 ・参考図		Adobe Acrobat PDF形式 ※積算書のみ Microsoft Excel XLS形式
	③ 工事費内訳書総括表、工事費内訳書		Microsoft Excel XLS形式
	④ 設計図書等に関する質問書		Microsoft Excel XLS形式
入札書等	入札書		Adobe Acrobat PDF形式

※見積参考資料は、あくまでも入札参加業者の適正・迅速な見積りに供するため、参考に示した一資料にすぎず、何ら契約上の拘束力を生じるものではありません。このため、施工方法等工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、設計図書に特別な定めがなければ受注者がその責任において定めるものとします。工事の実施にあたってはこの趣旨を十分理解し、事故発生等を招かないよう、その防止措置に留意してください。

【 提出書類一覧表 】

1. 入札参加申込時に提出するもの

書類等名称	備考
条件付一般競争入札(事前審査型)参加申込書	PDF等の加工できない形式で提出してください。
最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(写し)	PDF等の加工できない形式で提出してください。 入札参加申込時に提出できない場合は、入札書の提出時に電子メールで提出してください。提出しない者は、入札に参加できません。 提出した写しが契約締結予定日時点で無効となる場合は、契約締結時に有効な写しを提出してください。

2. 入札時に提出するもの

書類等名称	備考
入札書	PDF等の加工できない形式で提出してください。 必ず代表者名を記名し、代表者印を押印した入札書を提出してください。 代理人による入札を行った場合の入札書は無効とします。
工事費内訳書総括表、工事費内訳書	PDF等の加工できない形式で提出してください。

3. 落札者が提出するもの

書類等名称	備考
配置技術者調書	別紙様式
配置技術者の照合が可能な書類(写し)	①監理技術者の場合 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証 ②主任技術者の場合 主任技術者資格を有する証(実務経験によるものは経歴書) (監理技術者資格者証を有する者は、①と同じ。)
監理技術者等の専任性の確認調書	別紙様式 ただし、契約金額4千万円未満の場合は提出不要です。
専任技術者等の確認ができる書類(写し)	建設業許可の申請・変更等の届出時の下記書類 ・「経營業務の管理責任者証明書(様式第7号)」の副本 ・「専任技術者一覧表(様式第1号別紙4)」の副本 ただし、契約金額4千万円未満の場合は提出不要です。
社会保険に関する誓約書	必ず提出してください。
誓約書	必ず提出してください
中間前金払と部分払との選択に係る届出書	必ず提出してください。
電子メールで提出した入札書の原本	必ず提出してください。

4. 提出先

1. 及び2. については電子メールにより提出

kishiwadadoboku-g19@sbox.pref.osaka.lg.jp

【入札場所】

電子メールにより入札 kishiwadadoboku-g19@sbox.pref.osaka.lg.jp

【連絡先・入札関係書類提出先】

大阪府岸和田土木事務所 総務・契約課

電話番号:072-439-3601

電子メールにより提出 kishiwadadoboku-g19@sbox.pref.osaka.lg.jp

建設工事の入札参加資格登録をされている皆様へ

令和4年5月2日
大阪府

低入札価格調査基準価格等の算定基準の改定について

大阪府では、建設工事における低入札価格調査基準価格等の算定基準について、下記のとおり改定することとしましたのでお知らせします。

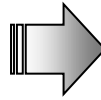
新しい算定基準は、令和4年6月1日以降に公告する案件から適用します。

記

(1) 建設工事の低入札価格調査基準価格（最低制限価格）の算定基準の改定

【R4.5.31 まで】

直接工事費 の	97%
共通仮設費 の	90%
現場管理費 の	90%
一般管理費等 の	55%
の合計額	
設定範囲：予定価格算出基礎額の 75～92%	



【R4.6.1 から】

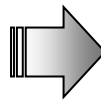
直接工事費 の	97%
共通仮設費 の	90%
現場管理費 の	90%
一般管理費等 の	<u>68%</u>
の合計額	
設定範囲：予定価格算出基礎額の 75～92%	

※例外措置：昇降機設備工事、浴槽設備工事及び交通信号機等製作工事は予定価格算出基礎額の75%

(2) 建設工事の失格基準価格の算定基準の改定

【R4.5.31 まで】

直接工事費 の	85%
共通仮設費 の	70%
現場管理費 の	70%
一般管理費等 の	55%
の合計額	
設定範囲：予定価格算出基礎額の 70～90%	



【R4.6.1 から】

直接工事費 の	<u>87%</u>
共通仮設費 の	70%
現場管理費 の	<u>80%</u>
一般管理費等 の	<u>68%</u>
の合計額	
設定範囲：予定価格算出基礎額の <u>75</u> ～92%	

※令和4年6月1日以降の公告案件から、下線太字のとおり改定されます。

※上記に掲げる以外の業務については変更ありません。

○詳細は「[大阪府総務部契約局建設工事予定価格等算定要領](#)」及び「[予定価格等のランダム係数処理基準](#)」をご参照ください。

【問い合わせ先】

総務部 契約局 総務委託物品課

TEL 06-6941-0351 (内線5375)

建設工事の入札参加資格登録をされている皆様へ

令和4年5月2日
大 阪 府

請負代金内訳書における法定福利費の明示による 法定福利費の適切な支払いのための取組について

1 目的

建設業における担い手の育成及び確保には、公平で健全な競争環境を構築し、法定福利費の適切な支払いのための取組の強化が求められており、この取組の実効性を図る観点から、法定福利費の適切な支払いのための取組みを強化することとしましたので、お知らせします。

2 取組内容

(1) 法定福利費を明示した請負代金内訳書（様式B）の提出

- ・現在、建設工事請負契約書第3条の規定に基づき、契約締結後14日以内に、法定福利費を明示した請負代金内訳書（様式B）を発注部局に提出していただいております。
 - ・なお、法定福利費の計算方法は、国土交通省から次のとおり提示されています。
 - ① 労務費に各保険の保険料率を乗じることで、法定福利費を算出。
 - ② 過去の工事実績から平均的な法定福利費の割合を算出し、これを工事費に乗じて、法定福利費を算出。
 - ③ 下請企業から提出された法定福利費を内訳明示した見積書等を活用。
- ※詳細は国土交通省ホームページを参照してください↓（当該資料の2枚目）

[【国土交通省資料】 請負代金内訳書への法定福利費の明示](#)

(2) 予定価格に含まれる法定福利費概算額の公表

- ・予定価格に含まれる法定福利費概算額を入札結果公表時入札結果情報の備考欄にて公表します（随意契約を除く）。

(3) 請負代金内訳書に明示された法定福利費の確認及び調査等

- ・契約締結後に受注者より提出された請負代金内訳書における法定福利費が基準額（予定価格に含まれる法定福利費概算額の2分の1以上）以上確保されているかの確認を行います。
- ・基準額を下回る場合は、建設業法第19条の3に違反するおそれがあるとして、調査等を行い、不正行為が強く疑われる場合は建設業法第42条に基づき、公正取引委員会への措置要求等を行います。
- ・各種法令に違反し、監督官庁から処分等を受ければ、入札参加停止措置や工事成績評定の減点を行う場合があります。

3 実施時期及び対象工事

令和4年6月1日以降に公告等を行う全ての工事について適用します。

4 請負代金内訳書への法定福利費の明示にあたって

国土交通省より別紙の令和3年12月1日付け総行第419号・国不入企第33号通知「請負代金内訳書の確認における法定福利費の明示による法定福利費の適切な支払いのための取組について」中に別紙2「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」が示されていますので参考にしてください。

5 予定価格に含まれる法定福利費概算額の算定根拠について

国と同様に工種別の予定価格に占める法定福利費の割合で算出しています。

国土交通省より別紙の令和4年4月15日付け事務連絡「法定福利費の適切な支払いのための取組について（参考）」が示されていますので参考にしてください。

【問い合わせ先】

総務部 契約局 総務委託物品課

TEL 06-6941-0351（内線5375）

令和2年12月18日
大 阪 府

大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則における事業者からの「誓約書」の提出について

公共工事等の公金が暴力団等の反社会的勢力の資金源となることのないよう、令和2年12月25日から大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団排除に係る措置に関する規則が施行され、公共工事等の受注に際し、大阪府と契約を締結し契約書を作成する契約の元請負人及び下請負人等の方は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の「誓約書」の提出が必要です。また、元請負人及び下請負人等の方は当該公共工事等における下請契約等を締結する前に、相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でないことを確認し、大阪府への「誓約書」の提出が必要です。

本制度の趣旨を理解され、大阪府と契約を締結する元請負人及び全ての下請負人等の方は、下記のとおり、「誓約書」を必ず提出してください。

記

- 1 対 象 大阪府と公共工事等の契約を締結し、契約書を作成する契約の元請負人及び全ての下請負人等（施工体系図に記載されない資材・原材料等の納入業者を除く。ただし、府が提出を求める場合は必要）
- 2 様 式 別 紙（[元請負人用](#)、[下請人等用](#)）
- 3 提出期限
 - ・元請負人は、事後審査の段階で、電子入札公告に示す日時（事後審査がない場合は、契約を締結する前）までに、誓約書を府へ提出
 - ・下請負人等については、当該下請契約等を締結する前に、元請負人を通じて誓約書を府へ提出
- 4 誓約書の内容に違反した場合に対する措置
 - ・元請負人が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合、府の入札参加資格者は、入札参加除外者として指定、入札参加資格を有しないときは、誓約書違反者とし

て指定

- 当該契約を解除して、違約金を徴収
- 下請負人等が、下請契約等の締結の日から当該契約期間が満了するまでの間に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合も、入札参加除外者又は誓約書違反者として指定
- 元請負人と当該下請負人等に係る当該契約の解除を求めるものとし、当該契約が解除されない場合は、当該元請負人との契約を解除して、違約金を徴収
- 入札参加除外者又は誓約書違反者として指定された者は、商号又は名称等を公表され、指定・公表期間中は公共工事等に参入することはできない。また、入札参加資格を得ることはできない。

5 誓約書を提出しない場合に対する措置

- 元請負人が誓約書を提出しない場合は、当該契約を締結しない。
- 元請負人及び下請負人は、誓約書を提出しない者と下請契約を締結してはならない。
- 府の入札参加資格を有する元請負人及び下請負人等が誓約書を提出しない場合（当該入札参加資格者の下請負人等が提出しない場合を含む。）は、3月の入札参加停止

6 誓約書違反の措置を適用する範囲

- 誓約書の内容に違反した事実が契約期間中に発生した場合（改善された事実があっても措置する。）
- 誓約書の内容に違反した事実が契約締結前に発生していた場合（ただし、契約までに改善された場合は措置しない。）

7 施行日 令和2年12月25日

(担当課)

大阪府総務部契約局

総務委託物品課資格審査グループ

TEL: 06-6944-6247

F A Q

1. 誓約書の提出

Q 1-1 (元請負人の誓約書の提出範囲)

元請負人が規則による誓約書を提出するのはいつからですか。また、その基準は、どのようなものですか。

- 令和2年12月25日(規則施行日)以降に、一般競争入札の公告、指名競争入札の指名又は随意契約の締結を行う全ての契約(建設工事、測量・建設コンサルタント等業務、委託役務、物品購入)で、契約の相手方(以下「元請負人」という)は誓約書(規則で定める様式)の提出が必要となります。
- 誓約書の提出がなければ、契約を締結することはできません。
- ただし、契約書の作成を省略する契約(大阪府財務規則第65条各号に掲げるもの)では、誓約書を提出する必要はありません。

Q 1-2 (下請負人の誓約書の提出範囲)

下請負人が規則による誓約書を提出する基準は、どのようなものですか。

- 令和2年12月25日(規則施行日)以降に、一般競争入札の公告、指名競争入札の指名又は随意契約の締結を行った全契約における全ての下請負人は、契約金額にかかわらず、元請負人に誓約書(新様式)を提出してください。
- 元請負人は、誓約書を提出しない下請負人と契約することはできません。(第二次以下の下請契約も同様です。)
- 令和2年12月25日(規則施行日)より前に一般競争入札を公告した案件や随意契約を締結した契約については、下請負人からの誓約書の提出は契約金額が500万円以上の場合のみです。
(例) 府と元請負人の契約日が令和2年4月20日で、
元請負人と下請負人の契約日が令和3年2月1日のとき
⇒元請負人と下請負人との契約金額が500万円以上のみ誓約書を提出
(この場合の誓約書は旧様式のもので。)

Q 1 - 3 (下請負人の定義)

下請負人の定義は何ですか。資材業者も誓約書を提出する必要はありますか。

- 下請負人には、第二次以下の下請契約含む全ての下請負人又は再委託契約する者が含まれます。
- 元請負人又は下請負人が契約する資材業者等（収集運搬、処分業者、警備業者、商社、代理店等）は、契約時に誓約書を提出する必要はありません。ただし、府が誓約書を求めたときは、誓約書を提出しなければなりません。

Q 1 - 4 (JVの場合)

元請負人がJVの場合には、誓約書は代表構成員のみでよいですか。

- 全ての構成員の誓約書を提出してください。

Q 1 - 5 (随意契約の場合)

随意契約も誓約書の提出が必要ですか。

- 随意契約も必要です。誓約書を提出してください。

Q 1 - 6 (誓約書の押印)

誓約書に押す印鑑は、会社印でよいのでしょうか。

- 誓約書に押す印鑑は、契約書に使用する印鑑を押印してください。
また、下請負人には、下請負人との間に締結する契約書や注文請書に使用する印鑑を押印するように指導をお願いします。
なお、誓約書の氏名は代表者（契約を委任している場合は受任者）としてください。

Q 1-7 (提出先・提出時期)

元請負人や下請負人の誓約書は、いつ、どこに出せばよいのでしょうか。

- 元請負人の誓約書は、入札公告や入札説明書に誓約書の提出時期、提出先が記載されているので、よく確認してください。
- 基本的に、開札後に事後審査書類の提出を求める場合は、誓約書を事後審査の書類と併せて提出することになります。
- なお、委託役務、物品購入等で、開札後に事後審査の書類を提出しない場合は、原則として契約の締結時に提出することとなります。
- 下請負人の誓約書は、元請負人が下請負人と下請負契約を締結する際に提出させ、元請負人が提出先に速やかに提出しなければなりません。誓約書を提出しない下請負人とは契約しないようにしてください。

2. 元請負人の確認義務等

Q 2-1 (元請負人の遵守事項)

元請負人が公共工事等において、暴力団排除のために行うべきことはどのようなことですか。

【誓約書の提出】

- 誓約書を提出してください。ただし、大阪府財務規則第65条各号に掲げるもの（契約書の作成を省略する契約）では、誓約書を提出する必要はありません。

【下請負人の契約締結の前】

- 元請負人は、下請負人（第二次以下の下請契約を含む）と契約締結する前に、府に下請負人（再委託）予定通知書を提出してください。また、下請負人が入札参加除外者・誓約書違反者でないことを確認し、下請負人から誓約書を徴取してください。誓約書を提出しない下請負人とは、契約できません。

【資材購入等の契約締結の前】

- 資材購入等全ての契約において、契約締結前に相手方が入札参加除外者・誓約書違反者でないことを確認してください。

【その他】

○ 下請負人等が、契約中に入札参加除外者・誓約書違反者となった場合、契約解除する必要がありますので、下請負人等との契約締結に際し、契約書に暴力団排除条項を盛り込むようにしてください。契約解除しなければ、府は元請負人との契約を解除します。

※ 下請負人等には、下請負人のほか、元請負人又は下請負人が契約締結する資材・原材料業者、警備業者等全ての者を含みます。

Q 2 - 2 (下請負人の資材購入等業者の確認)

元請負人は、下請負人が資材購入等を行う業者について、入札参加除外者・誓約書違反者でないことを確認する必要がありますか。

- 直接、確認する必要はありません。
- 元請負人は、自らが資材購入等を行う業者について、入札参加除外者・誓約書違反者でないことを確認してください。
- 下請負人は、自らが資材購入等を行う業者について、入札参加除外者・誓約書違反者でないことを確認してください。

Q 2 - 3 (下請負人の誓約書の徴取もれ)

下請負人から誓約書を徴取することを忘れていた場合、どうすればよいですか。

- すみやかに府に報告し、誓約書を提出してください。元請負人及び下請負人が入札参加停止となることがあります。

3. 下請負人の確認義務等

※下請負人の定義はQ 1 - 3 参照

Q 3 - 1 (下請負人の遵守事項)

下請負人が公共工事等において、暴力団排除のために行うべきことはどのようなことですか。

【契約締結の前】

- 下請負人は、契約を締結する前に元請負人に誓約書を提出してください。

【再下請契約する場合】

- 下請負人は、再下請する者が、入札参加除外者・誓約書違反者でないことを確認してください。
- 下請負人は、契約締結前に元請負人を通じて、再下請負する者の名称等を府に通知してください。
- 再下請する者の誓約書を、元請負人を通じて、府に提出してください。

【資材購入等の契約締結の前】

- 資材購入等全ての契約の締結前に、相手方が[入札参加除外者・誓約書違反者でないことを確認](#)してください。

【その他】

- 下請負人等が、契約中に入札参加除外者・誓約書違反者となった場合、契約解除する必要がありますので、下請負人等との契約締結に際し、契約書に暴力団排除条項を盛り込むようにしてください。契約解除しなければ、府は元請負人との契約を解除します。
- ※ 下請負人等には、下請負人のほか、元請負人又は下請負人が契約締結する資材・原材料業者、警備業者等全ての者を含みます。

4. 違反への対応

Q 4 - 1

入札参加資格のない下請負人が、暴力団員又は暴力団密接関係者であると判明した場合、下請負人には、どのようなペナルティがあるのですか。

- 誓約書を提出した下請人が、暴力団員又は暴力団密接関係者であると判明した場合、誓約書違反者として指定・公表されます。指定・公表期間中は、下請負人として公共工事等に参入するこ

とはできません。また、入札参加資格を得ることはできません。

- 当該下請負人が下請契約中の場合、府は契約書の規定に基づき、元請負人に対し、当該下請負人との契約解除を求めます。また、当該契約が解除されない場合、府は元請負人との契約を解除します。

Q 4 - 2

下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者であると判明した場合、元請負人にペナルティはあるのですか。

- 当該下請負人が下請契約等の契約中の場合、府は契約書の規定に基づき、元請負人に対し、当該業者との契約解除を求めます。また、当該契約が解除されない場合、府は元請負人との契約を解除します。よって、契約締結に際し、あらかじめ契約書に暴力団排除条項を盛り込むように努めてください。
- ただし、暴力団員又は暴力団密接関係者であると知りながら、当該下請負人を下請契約等の相手方としていた場合、元請負人は暴力団密接関係者であるとして、入札参加除外者又は誓約書違反者として指定され、府は元請負人との契約を解除します。

※ 下請負人等には、下請負人のほか、元請負人又は下請負人が契約締結する資材・原材料業者、警備業者等全ての者を含みます。

5. 不当介入報告書の提出

Q 5 - 1

どのような者から不当介入を受けたら報告すればよいですか。

- 暴力団員、暴力団密接関係者のほか、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロなどから不当介入を受けた場合は、すみやかに発注者に報告し、管轄警察署に届け出してください。
詳細は、「[大阪府公共工事等不当介入対応要領](#)」を参照してください。

平成20年11月
大阪府

建設工事入札参加業者の皆さまへ

下請契約・資材調達等における府内業者への配慮について

平素から、大阪府政の推進にご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、最近の原材料価格の高騰や世界的な金融不安の広がりなど、企業を取り巻く経営環境は厳しい状況にあります。

また、本年6月に取りまとめた、「大阪維新」プログラム(案)においては、府財政が非常事態にあることを踏まえ、全ての事業、出資法人及び公の施設についてゼロベースでの見直しを行い、建設事業については、事業費の縮減を図ることとしております。

皆さまにおかれましては、現下の状況を鑑み、工事の受注に際しては下記事項に特段のご配慮をいただきますよう、お願い申し上げます。

記

- 1 府発注工事に関し、下請契約を締結する場合には、当該契約の相手方を可能な限り、府内業者から選定すること。
- 2 建設資材や物品等の調達にあたっては、可能な限り、府内事業者から調達すること。

※この要請は、あくまで工事元請業者に対する要請であり、強制や義務付けするものではありません。

※府内業者とは、建設業法上の主たる営業所を府内に置く者をいい、また府内事業者とは、会社法により登記した本店(本社)の所在地が府内にある者をいいます。

建設工事の入札参加資格登録をされている皆様へ

平成 29 年 11 月 8 日
大 阪 府

建設工事における社会保険等未加入対策の取組強化について

大阪府では、法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境を構築するとともに、建設産業の持続的な発展に必要な人材確保等の観点から、本府が発注する建設工事において、受注者を社会保険等*加入者に限定するとともに、下請負人が未加入であった場合は保険担当機関へ通報する取組みを進めてきました。

この度、社会保険等への加入をより一層促進するため、下記のとおり取組強化を実施することとしましたので、お知らせします。

なお、手続き等の具体的な内容は、詳細が決定次第、改めてお知らせします。

*「社会保険等」とは、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいいます。(以下同じ。)

記

1 平成 30 年 4 月からの取組み

契約書において、社会保険等に未加入である建設業許可業者*を下請負人とすることを禁止

平成 30 年 4 月 1 日以降に公告等を行う全ての建設工事について、社会保険等に未加入である建設業許可業者を下請負人（二次以下の下請負人を含む。）とすることを受注者に禁止します。

併せて、契約書に、受注者が請負代金内訳書を提出する旨を新たに規定し、受注者から下請負人に対して、社会保険等の加入に必要な法定福利費が適切に支払われるよう、請負代金内訳書に法定福利費を明示することを求めます。

*「建設業許可業者」とは、建設業法第 2 条第 3 項に規定する建設業者をいいます。(以下同じ。)

- 受注者には、「社会保険等に加入している者を下請負人とする」旨の誓約書の提出を求めます。
- 受注者には、「施工体制台帳」に加え、下請負人が社会保険等に加入していることを確認した書類の提出を求めます。
- 建設業許可業者である下請負人が社会保険等の適用除外でないにもかかわらず未加入であると判明した場合は、受注者に対し、当該下請負人への加入指導を求める文書を発出します。
- 未加入である下請負人にかかる保険担当機関への通報は、引き続き実施します。

(次頁に続く)

2 平成30年10月からの取組み

違反した場合は受注者に対し入札参加停止措置等を実施

平成30年10月1日以降に公告等を行う全ての建設工事について、下請負人である建設業許可業者の社会保険等への加入が確認できない場合、受注者に対し入札参加停止措置及び工事成績評定の減点を実施します。

- 社会保険等未加入の下請負人が判明した場合は、受注者に対し文書により、当該下請負人に対する加入指導及び加入したことが確認できる書類の提出を求め、指定期間内（30日間。二次下請以下の下請負人であって、相当の理由があると認められたときは、60日間。）に加入確認ができなかった場合は、受注者に入札参加停止措置及び工事成績評定の減点を実施します。

【問い合わせ先】

大阪府 総務部 契約局

総務委託物品課

総務・企画グループ（内線5332）

資格審査グループ（内線5384）

建設工事課

建築入札グループ（内線5386）

土木入札グループ（内線5336）

事業主の皆様へ 労働関係の法制度を守ってください

☆雇う者と働く者とのルールが、守られていますか

労働基準法 一労働条件の明示／労働時間・休日／残業と割増賃金等一

【問合せ先：労働基準監督署】

労働者を採用する際に、基本的な労働条件について文書などで明示していますか。

〔労働基準法 15 条〕

≪書面の交付により明示すべき労働条件≫

- ①労働契約の期間
- ②期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準
- ③就業の場所、従事する業務内容
- ④始業・終業時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇、交替制勤務をさせる場合は就業時転換に関する事項
- ⑤賃金の決定・計算・支払の方法、賃金の締切・支払の時期に関する事項
- ⑥退職に関する事項（解雇の事由を含む）

≪口頭による明示でもよい労働条件≫

- ⑦昇給に関する事項
- ⑧退職手当の定めが適用される労働者の範囲、退職手当の決定、計算・支払の方法、支払の時期に関する事項
- ⑨臨時に支払われる賃金・賞与などに関する事項
- ⑩労働者に負担させる食費・作業用品その他に関する事項
- ⑪安全衛生に関する事項
- ⑫職業訓練に関する事項
- ⑬災害補償、業務外の傷病扶助に関する事項
- ⑭表彰、制裁に関する事項
- ⑮休職に関する事項

※⑧～⑮は使用者がこれらに関する定めをしない場合は、明示しなくてはならない項目とはされていませんが、労働契約の内容については、できる限り書面で確認しましょう。

※就業規則に当該労働者に該当する条件が具体的に規定されている場合は、当該労働者に適用される部分を明らかにしたうえで、就業規則を交付すれば、再度、同じ事項について、書面を交付する必要はありません。

※労働者が希望した場合には、(a)ファクシミリの送信、(b)電子メール等の送信（労働者が電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限り。）により明示することも可能です。

1日8時間、1週40時間の法定労働時間を守っていますか。〔労働基準法 32 条〕

時間外労働の上限時間を守っていますか。〔労働基準法 36 条〕

☆働き方改革関連法「時間外労働の上限規制」

時間外労働は月 45 時間、年 360 時間を限度時間とし、「臨時的な特別の事情」がなければこれを超えることはできません。臨時的な特別の事情があつて労使が合意する場合でも、以下を守らなければなりません。

- ア 時間外労働が年 720 時間以内
- イ 時間外労働と休日労働の合計が月 100 時間未満
- ウ 時間外労働と休日労働の合計について、「2 か月平均」、「3 か月平均」、「4 か月平均」、「5 か月平均」、「6 か月平均」が全て 1 月当たり 80 時間以内
- エ 時間外労働が月 45 時間を超えることができるのは、年 6 か月以内

1週間に1日以上、又は4週間を通じて4日以上法定休日を与えていますか。〔労働基準法 35 条〕

□労働時間が6時間を超える場合は45分以上、8時間を超える場合には1時間以上の休憩時間を労働時間の途中に与えていますか。〔労働基準法34条〕

□時間外・深夜・休日の労働に対する割増賃金を、きちんと支払っていますか。

《割増賃金》

〔労働基準法37条〕

① 時間外労働			② 休日労働	③ 深夜労働
月45時間以内	月45時間超～ 60時間以内	月60時間超	35%以上	25%以上
25%以上	25%を超える率 (努力義務)	50%以上		
〔割増賃金の計算式〕通常賃金の1時間分の賃金×割増率×時間数				

〔時間外労働又は休日労働が、深夜(午後10時～午前5時)に及ぶ場合〕①+③又は②+③

- (注)・時間外又は法定休日に労働させる場合には、事業場に労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合、過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と労使協定(36協定)を締結し、事前に所轄の労働基準監督署長に届け出る必要があります。
- ・労使協定を締結すれば、60時間を超える時間外労働については、割増賃金(25%を超える部分の支払に代えて、有給の休暇(代替休暇)を付与することができます。ただし、25%の割増賃金の支払は必要です。
 - ・一定条件を満たす中小企業は、令和5年(2023年)3月31日までの間、月60時間を超える割増賃金率の適用が猶予されます。

□年次有給休暇を付与していますか。〔労働基準法39条〕

《勤続年数と年次有給休暇の付与日数》

1週間の所定労働時間30時間以上又は1週間の所定労働日数5日以上(年間217日以上)の労働者

勤続年数	6か月	1年6か月	2年6か月	3年6か月	4年6か月	5年6か月	6年6か月以上
付与日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

※10日以上の有給休暇が付与される全ての労働者に対し、年5日、使用者が時季を指定して有給休暇を与える必要があります。

☆働き方改革関連法「年5日の年次有給休暇の確実な取得」

1週間の所定労働時間30時間未満かつ1週間の所定労働日数4日以下(年間216日以下)の労働者

週所定労働日数	1年間の所定労働日数	勤続勤務期間ごとの付与日数						
		6か月	1年6か月	2年6か月	3年6か月	4年6か月	5年6か月	6年6か月以上
4日	169～216日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
3日	121～168日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
2日	73～120日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
1日	48～72日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

※労使協定を締結すれば年5日を限度として時間単位で年次有給休暇を与えることができます。

□就業規則を作成、周知していますか。〔労働基準法89条、90条、92条、106条〕

常時10人以上の労働者を使用している事業場では、就業規則を作成し、事業場に労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合、過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者の意見書を添えて、所轄労働基準監督署長に届け出なければなりません。就業規則を変更する場合も同様です。就業規則は労働基準法等の関係法令、労働協約に反してはなりません。

また、就業規則は常時見やすい場所に掲示、備え付けるなどして労働者に周知しなければなりません。

□年少者の労働基準を守っていますか。〔労働基準法56条～64条〕

児童(満15歳に達した日以後の最初の3月31日までの者)を労働者として使用してはいけません。年少者(満18歳未満)を使用する場合は年齢証明書(住民票記載事項証明書)を備え付けておかねばならず、一定の場合を除き変形労働時間制の禁止、時間外及び休日労働の禁止、深夜業(午後10時～午前5時)の制限、危険有害業務の就業制限等があります。

また、未成年者については、親権者等が代わって労働契約を締結すること等を禁止する規定があります。

女性の労働基準を守っていますか。〔労働基準法 64 条の 2～68 条〕

妊産婦等に関して、危険有害業務の就業制限、産前産後休業の付与、軽易業務への転換、変形労働時間制の適用制限、時間外・休日労働・深夜業の免除、育児時間の付与、生理休暇の付与等の規定があります。

労働契約法

労働契約法では、使用者と労働者の間で締結される労働契約に関する基本的な事項が定められています。

- ①労働契約の締結〔対等な立場での合意原則、契約内容をできるだけ書面で確認等〕
- ②労働契約の変更〔一方的に就業規則の変更により労働者に不利益な変更ができないこと等〕
- ③労働契約の継続・終了〔出向、懲戒、解雇の権利濫用は無効等〕
- ④有期労働契約期間中の解雇〔やむを得ない事由がある場合でなければ、期間満了前に解雇できない等〕
- ⑤有期労働契約の更新〔一定の場合には雇止め（使用者が契約更新を拒否することで、雇用が終了すること）は認められません。〕
- ⑥無期転換ルール〔平成 25 年 4 月 1 日以降に開始した有期労働契約が反復更新されて通算 5 年を超えたときは、労働者（契約社員やパート、アルバイトなどの名称は問いません。）の申込みにより無期労働契約に転換できるルール〕

【問合せ先: 大阪労働局雇用環境・均等部指導課】

☆最低賃金を守っていますか

最低賃金－これを下回る賃金で雇ってはいけません－

大阪府最低賃金を守っていますか。〔最低賃金法 4 条〕

最低賃金は、臨時・パート等を含む全ての労働者に適用されます。また、違反した場合には罰則があります。

区 分		時間額	発効年月日
大阪府最低賃金		1, 0 2 3 円	R4. 10. 1
特定最低賃金	塗料製造業	1, 0 3 1 円	R4. 12. 1
	はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業	1, 0 2 8 円	R4. 12. 1
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1, 0 2 3 円	R4. 10. 1
	鉄鋼業	1, 0 2 3 円	R4. 10. 1
	自動車・同附属品製造業	1, 0 2 3 円	R4. 10. 1
	非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業	1, 0 2 3 円	R4. 10. 1
	自動車小売業	1, 0 2 3 円	R4. 10. 1

※11 月末までの特定最低賃金の時間額について、塗料製造業[1, 0 0 0 円]、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業[9 9 7 円]が適用されます。

※特定の産業の労働者には、「大阪府最低賃金」と「特定最低賃金」のいずれか金額の高い方が適用されます。詳しくは下記までお問い合わせ下さい。

【問合せ先：大阪労働局労働基準部賃金課又は労働基準監督署】

☆いわゆる公共工事においては、工事費の積算は公共工事設計労務単価に基づく労務単価で積算しています。この点に十分留意し、建設労働者の適切な賃金の支払いについてご配慮願います。

〔参考〕**公共工事設計労務単価（基準額）（大阪府分）令和4年3月から**

- 1 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

(単位:円)

職 種	単価	職 種	単価	職 種	単価	職 種	単価
特殊作業員	22,500	運転手(特殊)	22,800	普通船員	21,700	タイル工	21,600
普通作業員	19,600	運転手(一般)	18,900	潜水士	35,000	サッシ工	25,000
軽作業員	13,200	潜かん工	31,300	潜水連絡員	26,000	内装工	25,500
造園工	21,500	潜かん世話役	37,100	潜水送気員	24,800	屋根ふき工	—
法面工	25,300	さく岩工	24,800	山林砂防工	23,100	ガラス工	23,300
とび工	24,900	トンネル特殊工	35,700	軌道工	37,800	建具工	—
石工	—	トンネル作業員	25,200	型わく工	25,800	ダクト工	21,200
ブロック工	—	トンネル世話役	37,600	大工	—	保温工	23,900
電工	22,100	橋りょう特殊工	28,600	左官	23,700	設備機械工	23,600
鉄筋工	24,400	橋りょう塗装工	29,300	配管工	22,700	交通誘導警備員A	13,700
鉄骨工	23,300	橋りょう世話役	36,200	はつり工	25,400	交通誘導警備員B	12,100
塗装工	26,200	土木一般世話役	24,400	防水工	24,700		
溶接工	26,300	高級船員	27,900	板金工	—		

くわしくは、国土交通省ホームページ

https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo14_hh_000001_00077.html をご覧ください。

【問合せ先:国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課】TEL03-5253-8111(内 24863、24865)

☆労働保険・社会保険の手続きなどが、できていますか

労働保険－労災保険と雇用保険－

□労働保険とは労働者災害補償保険（一般に「労災保険」といいます。）と雇用保険とを総称した言葉であり、保険給付は両保険制度で別個に行われていますが、保険料の徴収等については、両保険は労働保険として、原則的に一体のものとして取り扱われています。労働保険は、農林水産の事業の一部を除き、労働者を一人でも雇っていれば適用事業となり、事業主は成立手続きを行い、労働保険料を納付しなければなりません。

【問合せ先：大阪労働局総務部労働保険適用・事務組合課、労働保険徴収課、管轄の労働基準監督署又は事業主が加入する労働保険事務組合】

□新たに雇い入れた従業員の「雇用保険被保険者資格取得届」の手続きを済ませていますか。
（「31日以上の雇用見込み」と「1週間の所定労働時間が20時間以上であること」の条件を満たせば、事業主は手続が必要になります。但し、「日雇労働被保険者資格取得届」については、日雇労働者本人が手続をすることになっています。）
【問合せ先：管轄のハローワーク】

□日雇労働者を雇い入れている場合は、「日雇労働被保険者手帳」に雇用保険印紙を貼付・消印していますか。
【問合せ先：管轄のハローワーク】

社会保険－健康保険と厚生年金保険－

□健康保険料・社会保険料を毎月、納付していますか。

【問合せ先：全国健康保険協会大阪支部又は管轄の年金事務所】

□新たに雇い入れた従業員の「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届」の手続きを済ませていますか。
【問合せ先：管轄の年金事務所】

□日雇労働者を雇い入れている場合は、「日雇特例被保険者手帳」に健康保険印紙を貼付・消印していますか。
【問合せ先：管轄の年金事務所】

労働保険・社会保険に加入すべき事業所／日雇労働者の定義

☆労働保険・社会保険に加入すべき事業所（強制適用事業所）は、次のとおりです。

〔労働保険〕一人でも雇えば加入しなければなりません。（農林水産の一部の事業は除きます。）

〔社会保険〕全ての法人の事業所及び常時5人以上を雇用する個人事業所。（農林漁業、サービス業等の非適用業種は除きます。）

☆被保険者となる日雇労働者とは？

（雇用保険と健康保険における日雇労働者の定義は異なりますので、ご注意ください。）

〔雇用保険〕日々雇用される者、もしくは30日以内の期間を定めて雇用される者で、適用事業に雇用される等、一定の要件を満たす者【問合せ先：管轄のハローワーク】

〔健康保険〕①日々雇用する者（1か月の期間を超えて同一事業所に引続き使用される者は除く）

②2か月以内の期間を定めて雇用される者

③季節的業務に4か月以内の期間を定めて雇用される者

④臨時的事業の事業所に6か月以内の期間を定めて雇用される者

【問合せ先：全国健康保険協会大阪支部又は管轄の年金事務所】

☆労働安全衛生・労働者福祉・労働組合との対応に配慮していますか

労働安全衛生－健康診断等－

雇入れ時及び1年以内ごとに1回、労働者に健康診断を受けさせていますか。

[労働安全衛生法 66 条 1 項]

有害業務に従事する労働者に、特殊健康診断を受けさせていますか。

[労働安全衛生法 66 条 2 項]

【問合せ先：労働基準監督署又は産業保健総合支援センター】

労働組合－労働組合への加入・結成等は、労働者の正当な行為です－

労働組合に加入・結成すること等を理由に、労働者を解雇その他不利益な取扱いをすること、また労働組合との団体交渉を正当な理由なく拒否すること等は、不当労働行為として禁止されています。[労働組合法 7 条]

【問合せ先：大阪府労働相談センター】

労働者福祉－中退共・建退共－

中小企業における人材の安定確保と従業員の意欲向上のために、「中小企業退職金共済制度」（中退共）への加入をお勧めします。

【問合せ先：中退共事業本部大阪コーナー】

建設業の事業主には、「建設業退職金共済制度」（建退共）に加入することをお勧めします。大阪府では建設工事の発注に際して、建設業の請負者に建退共への加入をお願いしています。

【問合せ先：建退共大阪府支部】

☆労働者派遣法などの労働関係法令や雇用に関する指針を守っていますか

労働者派遣法

派遣労働者の労務管理

派遣労働者の労働契約、賃金、労働時間制度、休暇等については、原則として労働契約関係にある派遣元が責任を負いますが、労働時間管理、休憩の付与、災害防止措置等については、派遣労働者の保護の観点から、派遣先が責任を負うこととなっています。

労働者派遣と請負の区分

労働者派遣と請負とでは、安全衛生や労働時間管理等の事業主が負うべき責任が異なり、業務処理の実態（指揮命令関係等）に応じて派遣か請負かの区分を明確にし、適正な労務管理を行わなければなりません。いわゆる「偽装請負」は、労働者派遣法に違反します。

派遣可能期間

①派遣先の同一の事業所における派遣労働者の受入れは3年を上限とし、それを超えて受け入れるためには過半数労働組合等からの意見聴取が必要とされ、意見があった場合には対応方針等の説明義務があります。

②派遣先の同一の組織単位（課）における同一の派遣労働者の受入れは3年が上限です。

□労働契約申込みみなし制度

派遣先が一定の違法派遣を受け入れている場合、派遣先が派遣労働者に対して、その派遣労働者の派遣元における労働条件と同一の労働条件を内容とする労働契約の申込み（直接雇用の申込み）をしたものとみなされます。

□派遣労働者の同一労働同一賃金について

派遣元は以下の待遇決定方式により公正な待遇を確保する必要があります。

①派遣先均等・均衡方式…派遣先の通常の労働者との均等・均衡待遇

②労使協定方式…一定の要件を満たす労使協定による待遇

また、雇入れ時・派遣時に労働条件に関する事項の明示などの説明をする義務、派遣労働者の求めに応じて、通常の労働者等との間の待遇の相違の内容・理由、待遇決定に当たって考慮した事項などを説明する義務があります。

派遣先は、派遣労働者に対しても、教育訓練を実施する義務、福利厚生施設の利用機会を与える義務などがあります。

※ 平成 30 年労働者派遣法改正に関する厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000077386_00001.html

【問合せ先：大阪労働局需給調整事業部】

男女雇用機会均等法

□募集・採用、配置・昇進、教育訓練、福利厚生、定年・解雇等における性別による差別は禁止されています。

□間接差別については、次の措置について合理的な理由がない場合、禁止されています。

- ・募集又は採用に当たって、労働者の身長、体重又は体力を要件とすること。
- ・労働者の募集、採用、昇進、職種の変更をする際に当たって、転居を伴う転勤に応じることを要件とすること。
- ・昇進にあたり転勤の経験があることを要件とすること。

□婚姻・妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いは禁止されており、特に、妊娠・出産等を理由とする解雇は原則無効となります。

□妊娠中及び産後 1 年を経過していない労働者から母性健康管理に関する措置（検診等を受けるための時間の確保や医師の指導事項を守るための措置）について申出があった場合、事業主は必要な措置を講じなければなりません。

□職場におけるセクシュアルハラスメントや、妊娠・出産等に関するハラスメントを防止するために、雇用管理上必要な措置を講じなければなりません。

【問合せ先：大阪労働局雇用環境・均等部指導課】

育児・介護休業法

□育児・介護休業法では、育児および家族の介護を行う労働者の職業生活と家族生活の両立を図るため、育児休業制度や介護休業制度を設けることが義務付けられている他、育児や家族の介護を行う労働者の支援措置を講ずることが定められています。

□育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱いは禁止されており、育児休業・介護休業等に関するハラスメント防止のための雇用管理上必要な措置を講じなければなりません。

□令和4年4月1日より改正育児・介護休業法が三段階に分けて施行されています。

令和4年4月1日からは「雇用環境整備、個別の周知・意向確認の措置の義務化」及び「有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和」、令和4年10月1日からは「出生時育児休業の創設」及び「育児休業の分割取得」、令和5年4月からは常時雇用する労働者が1000人を超える企業のみを対象に「育児休業取得状況の公表の義務化」が施行されます。就業規則等の見直しを忘れずに行ってください。

【問合せ先：大阪労働局雇用環境・均等部指導課】

労働施策総合推進法

□労働施策総合推進法では、「職場におけるパワーハラスメント」を、「職場において行われる①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるものであり、①から③までの3つの要素を全て満たすもの」と定めており、事業主はハラスメント防止のための雇用管理上必要な措置を講じなければなりません。

また、職場におけるパワーハラスメントのすべてを網羅するものではありませんが、代表的な言動の類型として、以下の6つがあげられています。個別の事案の状況等によって判断が異なることもありえますので、事業主の方は十分留意して、職場におけるパワーハラスメントに該当するか微妙なものも含め広く相談に対応するなど適切な対応が必要です。

- (1) 身体的な攻撃（暴行・傷害）
- (2) 精神的な攻撃（脅迫・名誉棄損・侮辱・ひどい暴言）
- (3) 人間関係からの切り離し（隔離・仲間外し・無視）
- (4) 過大な要求（業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制・仕事の妨害）
- (5) 過小な要求（業務上の合理性なく能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと）
- (6) 個の侵害（私的なことに過度に立ち入ること）

【問合せ先：大阪労働局雇用環境・均等部指導課】

パートタイム・有期雇用労働法

□パートタイム・有期雇用労働法の対象である「短時間労働者（パートタイム労働者）」は、「1週間の所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間に比べて短い労働者」、「有期雇用労働者」は「事業主と期間の定めのある雇用契約を締結している労働者」とされています。

パートタイム・有期雇用労働者を一人でも雇っている事業主の方は、

- ①雇入れの際、労働条件を文書等で明示してください。（昇給の有無・退職手当の有無・賞与の有無・相談窓口についても明示が必要です。）
- ②パートタイム・有期雇用労働者の基本給・賞与その他の待遇について、職務内容、職務内容・配置の変更の範囲、その他の事情の内容を考慮して不合理な待遇差を設けることは禁止されています。
- ③パートタイム・有期雇用労働者の基本給・賞与その他の待遇について、職務の内容、職務内容・配置の変更の範囲が通常の労働者と同じ場合、パートタイム・有期雇用労働者であることを理由に差別的に取り扱うことは禁止されています。
- ④パートタイム・有期雇用労働者の待遇（賃金・教育訓練・福利厚生）はその働きや貢献に応じて決定してください。
- ⑤パートタイム・有期雇用労働者から通常の労働者へ転換する手続きを整え、周知してください。
- ⑥雇入れの際は雇用管理の改善措置の内容を、パートタイム・有期雇用労働者から求められた際は待遇の決定に当たって考慮した事項を説明してください。

【問合せ先：大阪労働局雇用環境・均等部指導課】

次世代育成支援対策推進法

□次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」）では、次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境を作るために、国、地方公共団体、事業主、国民がそれぞれの立場で次世代育成支援対策を進めていくこととされています。

この次世代法に基づき、常時雇用する労働者が 101 人以上の事業主は、仕事と子育ての両立を図るために必要な雇用環境の整備等を進めるための「一般事業主行動計画」を策定し、都道府県労働局への届出を行うこと等が義務付けられています。

【問合せ先：大阪労働局雇用環境・均等部指導課】

女性活躍推進法

□女性活躍推進法では、女性の職業生活における活躍が一層重要となっていることに鑑み、国、地方公共団体、事業主がそれぞれの立場で女性の職業生活における活躍の推進に取り組むこととされています。

この法律に基づき、常時雇用する労働者が 301 人以上の事業主は、自社の女性の活躍に関する分析等を行い、女性の職業生活における活躍を進めるため、数値目標を 2 項目以上定めた「一般事業主行動計画」を策定し、都道府県労働局への届出を行うことや、自社の女性の活躍に関する情報公表を 2 項目以上行うこと等が義務付けられています。

□一般事業主行動計画の策定義務等の対象は 101 人以上の事業主となっています。

□令和 4 年 7 月 8 日の省令改正により、301 人以上の事業主は「男女の賃金の差異」の公表が義務付けられています。

【問合せ先：大阪労働局雇用環境・均等部指導課】

障がい者雇用・高年齢者雇用

□障害者雇用促進法では、障がい者の職業の安定を図るため、事業主に対し、法定雇用率に基づき一定数の障がい者を雇用することが義務付けられているとともに、差別の禁止と合理的配慮の提供義務が定められています。

□高年齢者雇用安定法では、定年の引上げ、継続雇用制度の導入等により 65 歳までの雇用確保措置を講じることが義務付けられています。

□65 歳から 70 歳までの高年齢者就業確保措置（ア 70 歳までの定年引上げ、イ 定年制の廃止、ウ 70 歳までの継続雇用制度の導入、エ 70 歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入、オ 70 歳まで継続的に a. か b. の事業に従事できる制度の導入（a. 事業主が自ら実施する社会貢献事業、b. 事業主が委託、出資（資金提供）等する団体が行う社会貢献事業）のいずれか）を講じることが事業主の努力義務となっています。

【問合せ先：大阪労働局職業安定部職業対策課】

□以下のいずれの要件にも該当する 65 歳以上の労働者について、労働者本人からの申出を起点に高年齢被保険者として雇用保険に加入することが可能です。

- ① 二以上の事業主の適用事業に雇用される 65 歳以上の者
- ② 一の事業主の適用事業における 1 週間の所定労働時間が 20 時間未満
- ③ 二の事業主の適用事業における 1 週間の所定労働時間の合計が 20 時間以上（一の事業主の適用事業における 1 週間の所定労働時間は 5 時間以上必要）

【問合せ先：管轄のハローワーク】

大阪府障害者等の雇用の促進等と就労の支援に関する条例(ハートフル条例)

常用労働者 43.5 人以上の民間事業主又は常用労働者 38.5 人以上の特殊法人及び独立行政法人等で、

- ・大阪府と契約を締結した事業主
- ・大阪府の補助金の交付決定を受けた事業主
- ・大阪府の公の施設の指定管理者の指定を受けた事業主

の皆様は大阪府知事に障がい者の雇用状況を報告していただく必要があります。

(条例第 17 条第 1 項)

また、条例の対象となる事業主のうち雇用障がい者数が法定雇用障がい者数を下回る事業主は、2 年以内に法定雇用障がい者数以上となるように障がい者雇入れ計画を作成し、大阪府知事に提出していただく必要があります。(条例第 18 条第 1 項)

詳しくは、下記 URL をご覧ください。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/koyotaisaku/syogaisyakoyo/kouhouchirashi.html>

【問合せ先：大阪府商工労働部雇用推進室 就業促進課 障がい者雇用促進グループ】

住所 〒540-0031 大阪市中央区北浜東 3-1-4 エル・おおさか本館 11 階

電話 06-6360-9077・9078

FAX 06-6360-9079

相談・お問合せ電話帳**●大阪府労働相談センター**

(大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課：大阪市中央区石町2-5-3 エル・おおさか南館3階)
口働く上で困ったことや、人事・労務管理上の問題について労使双方からの相談を面談、電話、オンラインで行っています。お気軽にご相談ください。

相談窓口	所在地	利用時間	電話番号
労働相談センター	大阪市中央区石町2-5-3 府立労働センター (エル・おおさか) 南館3階	【日常相談】 月曜日から金曜日まで 午前9時から午後6時まで (午後0時15分から午後1時を除く) 【夜間相談】 毎週木曜日：午後8時まで (祝日の場合は金曜日)	◆【労働相談】(夜間あり) 06-6946-2600 ◆【セクハラ・女性相談】 06-6946-2601 ご希望により女性相談員の対応も可能です。 ◆【専門相談(要予約)】(弁護士相談のみ夜間あり：第1・3木曜) ○弁護士・社会保険労務士による相談 ○精神科医・臨床心理士・産業カウンセラーによるメンタルヘルス相談 06-6946-2600までお問合せください。
大阪府テレワークサポートデスク	大阪市中央区石町2-5-3 府立労働センター (エル・おおさか) 南館3階	月曜日から金曜日まで 午前9時から午後6時まで (午後0時15分から午後1時を除く)	【テレワークに関する相談】 06-6946-2608

◆【オンライン相談】 府 HP「オンライン労働相談予約システム」から相談日前日までにご予約下さい。

※1 枠 45 分 1 日 6 枠／午後 5 時 30 分までの受付

<https://viewer.kintoneapp.com/public/1e4967824dce9a4e7389edadecf392c1#/>

※オンライン相談の詳細は、お問い合わせ頂くか下記QRコードから参照ください。

詳細はこちら→



◆【外国語相談】 (英語、中国語、ベトナム語等 13 言語の通訳にて相談)

※日本語にて要予約／1 回のみ／2 時間

◆【出張労働相談（要予約）】

府内3か所に窓口を設け、相談員が出向いてご相談をお受けします。
 ご希望日の前日までに当センターまでお電話ください。
 ※出張労働相談は、祝日と重なった場合は曜日の振替は行いません。

豊能	第1・3・5 木曜日 午前10時～午後1時 第2・4 木曜日 午後1時30分～午後4時30分 池田市城南1丁目1-1 豊能府民センタービル1階
泉北	第1・3・5 火曜日 午前10時～午後1時 第2・4 火曜日 午後1時30分～午後4時30分 堺市西区鳳東町4丁目390-1 泉北府民センタービル2階
南河内	毎週金曜日 午後2時～午後5時 富田林市寿町2丁目6-1 南河内府民センタービル1階

【お問い合わせ】

電話番号:06-6946-2600

平日午前9時～12時15分 午後1時～午後6時まで

□職場の労働環境の改善に向けたアドバイスを行っています。

時間外労働の上限規制や、年次有給休暇の取得の義務化など、労働環境諸条件は複雑化しており、企業の皆様においては様々な取り組みが求められています。

このような中、大阪府では皆様方の職場へ直接訪問させていただき、労働環境の改善に向けたアドバイスを行っています。

従業員がよりイキイキと働く、職場環境づくりをご提案し、貴社の魅力向上にご協力します。お気軽に御相談ください。（費用無料）

【お問い合わせ】

電話番号：06-6946-2605

詳細はこちら→



●労働関係法令・労働保険のお問合せ

労働基準監督署					
大 阪 中 央	(相談)06-7654-1176 (監督)06-7669-8726 (安衛)06-7669-8727 (労災)06-7669-8728	淀 川	(相談)06-7668-0037 (監督)06-7668-0268 (安衛)06-7668-0269 (労災)06-7668-0270	北 大 阪	(相談)072-391-2953 (監督)072-391-5825 (安衛)072-391-5826 (労災)072-391-5827
天 満	(相談)06-7658-4564 (監督)06-7713-2003 (安衛)06-7713-2004 (労災)06-7713-2005	東 大 阪	(相談)06-7655-6431 (監督)06-7713-2025 (安衛)06-7713-2026 (労災)06-7713-2027	泉 大 津	(相談)0725-27-0898 (監督・安衛) 0725-27-1211 (労災)0725-27-1212
大 阪 南	(相談)06-7655-1115 (監督)06-7688-5580 (安衛)06-7688-5581 (労災)06-7688-5582	岸 和 田	(相談)072-449-8740 (監督)072-498-1012 (安衛)072-498-1013 (労災)072-498-1014	茨 木	(相談)072-604-5491 (監督)072-604-5308 (安衛)072-604-5309 (労災)072-604-5310
大 阪 西	(相談)06-7664-3840 (監督)06-7713-2021 (安衛)06-7713-2022 (労災)06-7713-2023	堺	(相談)072-340-4038 (監督)072-340-3829 (安衛)072-340-3831 (労災)072-340-3835		
西 野 田	(相談)06-7222-3013 (監督・安衛) 06-7669-8787 (労災)06-7669-8788	羽 曳 野	(相談)072-942-4520 (監督・安衛) 072-942- 1308 (労災)072-942-1309		

ハローワーク					
梅 田	06-6344-8609	布 施	06-6782-4221	泉 佐 野	072-463-0565
大 阪 東	06-6942-4771	岸 和 田	072-431-5541	茨 木	072-623-2551
大 阪 西	06-6582-5271	池 田	072-751-2595	河 内 長 野	0721-53-3081
阿 倍 野	06-4399-6007	泉 大 津	0725-32-5181	門 真	06-6906-6831
淀 川	06-6302-4771	藤 井 寺	072-955-2570		
堺	072-238-8301	枚 方	072-841-3363		

●社会保険のお問合せ

年金事務所					
大 手 前	06-6271-7301	貝 塚	072-431-1122	玉 出	06-6682-3311
今 里	06-6972-0161	難 波	06-6633-1231	平 野	06-6705-0331
天 満	06-6356-5511	城 東	06-6932-1161	八 尾	072-996-7711
淀 川	06-6305-1881	東 大 阪	06-6722-6001	豊 中	06-6848-6831
福 島	06-6458-1855	吹 田	06-6821-2401	枚 方	072-846-5011
堀 江	06-6531-5241	守 口	06-6992-3031	堺 東	072-238-5101
天 王 寺	06-6772-7531	市 岡	06-6571-5031	堺 西	072-243-7900

全国健康保険協会大阪支部	06-7711-4300
--------------	--------------

●大阪労働局のお問合せ

総務部 労働保険徴収課	06-4790-6330	職業安定部 職業対策課	06-4790-6310
同 労働保険適用・事務組合課	06-4790-6340	同 雇用保険課	06-4790-6320
雇用環境・均等部 指導課 総合労働相談コーナー	0120-939-009	需給調整事業部 需給調整 事業 第1課	06-4790-6303
労働基準部 賃金課	06-6949-6502		

●健康診断・職業病予防、労災防止策等のお問合せ

地域産業保健センター			
大阪中央	080-6830-8248	岸和田	070-2199-1883
天満	070-2199-1884	堺	072-221-2330
大阪南	06-6656-3443	羽曳野	0721-54-1550
大阪西	070-2199-1886	北大阪	072-846-2343
西野田	06-6462-4451	泉大津	080-5952-8520
淀川	080-5952-8519	茨木	070-3631-0273
東大阪	06-6723-3450		

大阪産業保健総合支援センター	06-6944-1191
大阪労働衛生総合センター	06-6448-3464
大阪健康安全基盤研究所	
・森ノ宮センター	06-6972-1321
・天王寺センター	06-6771-8331
大阪府こころの健康総合センター	06-6691-2811
大阪労災病院 治療就労両立支援センター	072-252-3561

●中退共・建退共のお問合せ

中小企業退職金共済（中退共）事業本部大阪コーナー	06-6536-1851
建設業退職金共済（建退共）大阪相談窓口	06-6941-3690

「公共工事設計労務単価」等の適用について

国土交通省より、令和5年2月14日付けで新たな「公共工事設計労務単価」及び「設計業務委託等技術者単価」が示されました。

これに伴い、大阪府が発注する入札については、原則として、下記のとおり新たな「公共工事設計労務単価」及び「設計業務委託等技術者単価」を適用して予定価格を積算することとしましたので、お知らせします。

詳しくは、下記問い合わせ先のホームページ及び、発注時の入札公告、設計図書等でご確認ください。

記

○ 工事請負契約及び委託契約（工事の積算基準による案件のみ）

令和5年3月23日以降に公告する案件から適用

* 令和5年3月22日以前の公告案件のうち、令和5年3月1日以降に契約を締結する案件については**特例措置**により対応

○ 測量・建設コンサルタント等業務契約及び委託契約（設計業務委託等技術者単価を使用して積算する案件のみ）

令和5年3月1日以降に公告する案件から適用

【問い合わせ先】

- 都市整備部 事業調整室 技術管理課 技術力強化グループ
Tel.06-6944-9272 → 詳しくは [こちら](#)
- 都市整備部 住宅建築局 公共建築室 計画課 推進グループ
Tel.06-6210-9782 → 詳しくは [こちら](#)
- 大阪港湾局 泉州港湾・海岸部 総務運営課
Tel.0725-21-1411 → 詳しくは [こちら](#)
- 大阪都市計画局 計画推進室 総務企画課 企画グループ
Tel. 06-6210-9811 → 詳しくは [こちら](#)
- 環境農林水産部 検査指導課 契約検査グループ
Tel.06-6210-9623 → 詳しくは [こちら](#)
- 教育庁 施設財務課 技術管理グループ
Tel.06-6944-9386 → 詳しくは [こちら](#)
- 警察本部 総務部 施設課 施設係
Tel.06-6943-1234（内線22722） → 詳しくは [こちら](#)
- 府民文化部 日本万国博覧会記念公園事務所 総務・管理課
Tel.06-6877-3337 → 詳しくは [こちら](#)

各部(局)長 様
教育委員会教育長 様
警察本部長 様
各予算執行機関の長 様

総 務 部 契 約 局 長

建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける
特例監理技術者及び監理技術者補佐に関する取扱いについて(通知)

建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者(以下、「特例監理技術者」という。)及び監理技術者を補佐する者(以下、「監理技術者補佐」という。)の配置について、府発注工事における取扱いを、下記のとおりとしますので、適切に対応していただくようお願いいたします。

記

- 1 特例監理技術者の運用については、工事の難易度等によりその配置を認めないことができるものとする。
特例監理技術者の配置を認めない場合は、各部局において合理的な説明ができる範囲で基準を定め、発注部局のホームページにて周知し、併せて契約局に報告する。
なお、特例監理技術者の配置を認めない工事については、理由とともに入札公告及び入札説明書等に明記すること。
- 2 特例監理技術者の配置を認める工事には以下の条件を設定することとし、入札公告及び入札説明書等に明記すること。
 - ・特例監理技術者を配置する場合には、次の条件を全て満たさなければならない。
 - ① 監理技術者補佐を専任で配置すること。
 - ② 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
 - ③ 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - ④ 同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。
 - ⑤ 特例監理技術者が兼務できる工事は、大阪府内で施工される工事でなければならない。ただし、大阪府発注の工事には限らない。
 - ⑥ 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
 - ⑦ 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
 - ⑧ 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
 - ⑨ 特例監理技術者が兼務できる工事は維持工事以外の工事でなければならない。
(現契約工事が維持工事の場合の条件)
※ここでいう「維持工事」とは通年維持工事等の社会機能の維持に不可欠な工事(24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事)をいう。
 - ・受注者が特例監理技術者を配置する場合には、「特例監理技術者の配置に関する届出書」

(別添様式)に必要な書類を添付して提出すること。

- 特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンス(CORINS)への登録を行うこと

3 本取扱いについては、令和3年4月1日以降の公告分から適用する。

担当：総務部契約局総務委託物品課
企画・システムグループ
内線 5375

建設工事の入札参加資格登録をされている皆様へ

令和4年12月19日
大阪府

「建設業法施行令の一部を改正する政令」について

1 「建設業法施行令の一部を改正する政令」が令和4年11月15日付けで閣議決定されました

詳細については、国土交通省ホームページを参照してください↓

https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo13_hh_000001_00139.html

2 概要

◇近年の工事費の上昇を踏まえ、金額要件の見直しが行われます。

※()内は建築一式工事の場合

	現 行	改正後
特定建設業の許可・監理技術者の配置・施工体制台帳の作成を要する下請代金額の下限	4000万円 (6000万円)	4500万円 (7000万円)
主任技術者及び監理技術者の専任を要する請負代金額の下限	3500万円 (7000万円)	4000万円 (8000万円)
特定専門工事の下請代金額の上限	3500万円	4000万円

◇技術検定の受検資格は国土交通省令で定めることとし、今後、省令改正により現行の受検資格が見直されます。

◇受検資格が見直されることに伴い、大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において国土交通大臣が定める学科を修めて卒業した者等については、第一次検定の一部を免除することができることとされます。

3 スケジュール

◇公布日：令和4年11月18日（金）

◇施行日：令和5年1月1日（日）【金額要件の見直し関係】

※請負契約の時点にかかわらず、令和5年1月1日以降は全ての工事について改正後の金額要件が適用されます。なお、大阪府においても国に準じた取扱いを行います。

令和6年4月1日（月）【技術検定関係】

【問い合わせ先】

総務部 契約局 総務委託物品課

TEL 06-6941-0351（内線5375）

建設工事競争入札参加資格を登録される皆様へ

令和4年12月
大阪府都市整備部

特定建設業許可等の入札参加資格要件について

令和5年1月1日付けで「建設業法施行令の一部を改正する政令」が施行されることに伴い、都市整備部では、同日以降に公告する案件から、特定建設業許可等の入札参加資格要件について、下記のとおり取り扱います。

記

	令和4年12月31日公告まで	令和5年1月1日以降公告から
特定建設業許可を求める工事	<p>予定価格が<u>8千万円以上の工事</u> ただし、建築一式工事は<u>9千万円以上</u>、 プラント設備工事・電気工事・管工事等は<u>1.2億円以上</u></p>	<p>予定価格が<u>9千万円以上の工事</u> ただし、建築一式工事は<u>1億円以上</u>、 プラント設備工事・電気工事・管工事等は<u>1.3億円以上</u></p>
専任の監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者に限る）の配置を求める工事	<p>予定価格が<u>8千万円以上の工事</u> ただし、建築一式工事は<u>9千万円以上</u>、 プラント設備工事・電気工事・管工事等は<u>1.2億円以上</u></p>	<p>予定価格が<u>9千万円以上の工事</u> ただし、建築一式工事は<u>1億円以上</u>、 プラント設備工事・電気工事・管工事等は<u>1.3億円以上</u></p>

※予定価格が上記に記載する金額未満の場合でも、工事内容に応じて、発注者の判断により、「特定建設業許可」及び「専任の監理技術者の配置」を入札参加資格で求めることがあります。

問い合わせ先

都市整備部 事業調整室 技術管理課

契約管理グループ Tel 06-6944-6038(直通)

住宅建築局 公共建築室 計画課

推進グループ Tel 06-6210-9782(直通)

建設工事の入札参加資格登録をされている皆様へ

令和4年12月28日
大 阪 府

府発注工事における電子マニフェスト使用の義務化について

国は、第四次循環型社会形成推進基本計画において、令和4年度までに産業廃棄物管理票（マニフェスト）を電子化した「電子マニフェスト」※1の普及率を70パーセントに拡大する目標を掲げており、平成30年10月に環境省から示された電子マニフェスト普及拡大に向けたロードマップにおいても、公共工事での電子マニフェストの利用を促進していくこととされています。

本府においても、より一層の電子マニフェストの利用促進に向けた取組みとして、令和5年4月1日以降、府が排出する産業廃棄物処理委託において、電子マニフェストの使用を義務化するにあたり、大阪府グリーン調達方針※2の改定が行われます。

これにあわせて、令和5年4月1日以降に契約を行う全ての工事において、電子マニフェストの使用を義務化することとしましたので、お知らせします。

なお、産業廃棄物の処理にあたっては、「産業廃棄物の処理に関する特記仕様書」（別紙）を設計図書等に添付し、電子マニフェストの使用を行うこととし、電子マニフェストの使用が確認できなかった場合、受注者に対し、以下のとおり入札参加停止措置及び工事成績評定の減点を実施します。

◇電子マニフェストの使用が確認できなかった場合

- (1) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置
「契約不履行等」として、1月の入札参加停止措置とする
- (2) 工事成績評定の減点
工事成績評定で4点減点とする

※1 電子マニフェスト制度・操作方法

https://www.pref.osaka.lg.jp/sangyohaiki/osaka_denmani/index.html

※2 大阪府グリーン調達方針のページ（役務編参照）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/chikyukankyo/iigyotoppage/greenchotatsu.html>

【電子マニフェストのメリット】

- ・事務処理の効率化、法令遵守、データの透明性
- ・PCやタブレット等での操作が簡単で手間がかからない
- ・マニフェストの保存が不要（保管スペースも不要）
- ・産業廃棄物管理票交付等状況報告が不要
- ・マニフェストの紛失の心配がない
- ・マニフェスト情報は情報処理センター（国が指定する法人）が管理・保存

【問い合わせ先】

（入札契約手続きに関すること）
総務部 契約局 総務委託物品課
企画・システムグループ
電話 06-6944-9905
（電子マニフェスト制度に関すること）
環境農林水産部 循環型社会推進室
産業廃棄物指導課 排出者指導グループ
電話 06-6210-9570